

2022年3月2日

経済産業省商務情報政策局情報経済課
パブリックコメント担当 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産部会
個人データ保護専門委員会

「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0 (案)」に対する意見

■意見 1

- ・該当箇所

P7 図表 3 「カメラの撮影の対象となる場所の分類」

- ・意見内容

対象エリアの定義、整理いただいたことに感謝いたします。

■意見 2

- ・該当箇所

P8 脚注 3 「共同利用は、データを利活用する者の範囲が生活者から見えづらいという特徴からすれば、適用には慎重を期すべきだと考えられる」

- ・意見内容

第三者提供が NG で共同利用も慎重を期すべきというニュアンスだと、事業者が共同利用を行うことに対してネガティブな印象を受けます。「共同利用の場合には、データを利活用するものの範囲について、生活者に十分伝わるように、告知や公表等の仕方に関する慎重な配慮が必要」というニュアンスへの修正を要望いたします。

- ・理由

第三者提供も共同利用も推奨されないような誤解を生じるため。

■意見 3

- ・該当箇所

P9 12 行目 「特定の個人を識別して個人向けに何らかの具体的なサービス (VIP 対応等) を返すことを目的とするケース」

- ・意見内容

VIP サービス等の特定個人向けサービスのため、VIP 本人に対しては同意取得可能ですが、それ以外の不特定の一般客に対しては同意の取得は不可能です。不特定の個人のなかから VIP を見つけ出すためには、不特定個人の顔画像取得・特徴量生成を行って顔照合処理を行うこととなります。その場合、不特定客向けに、どのような告知 (店舗内掲示) をすべきなのか、という点も事業者としては悩ましい論点としてあります。顔画像を特定個人向けサービスのために取得するケースで、特定個人の本人同意については個人情報保護法の遵守で行う手段がありますが、不特定個人の顔画像の中から特定個人を識別するために、

不特定の顔画像も取得が必要なケースについても、今後のスコープに追加いただくことを要望いたします。

- ・理由

特定個人向けサービスのために、写り込んでしまう不特定個人に対して、どのような告知（店舗内掲示）をすべきなのかという論点も、カメラ画像利活用のスコープに取り入れて検討いただきたいため。

■意見 4

- ・該当箇所

P10 14 行目「肖像権として、保護の対象とされることがある。」

- ・意見内容

プライバシーにおける肖像権はわかりますが、前後の文面および過去のガイドブックを鑑みると、唐突感と重たい印象があります。そのため、注釈の判例も過去のガイドブックと比較して重たい事例が多いと考えます。

- ・理由

肖像権保護に関して強調されすぎると、事業者を委縮させることにもなり兼ねず、その対応策まで含めた記載にしていきたいため。またプライバシー裁判事例もカメラ画像利活用ガイドブックとして相応しいものではないと考えられるため。

■意見 5

- ・該当箇所

P13 1 行目「真剣に考えを尽くし、丁寧にコミュニケーションをとり、信頼関係を構築していくことが求められる。」

- ・意見内容

推奨されるコミュニケーションの具体例の補足を要望いたします。

- ・理由

「丁寧なコミュニケーション」だけでは分かりにくいため。

■意見 6

- ・該当箇所

P13 24 行目「内心など、生活者の最も私的な事項に係る情報を抽出して検知したり、推定を行ったりすることについては、プライバシーへの影響が高いため、慎重な配慮が求められる」

- ・意見内容

感情推定・笑顔判定・ストレス判定等の心理状態の推定技術は実用化されているため、運用面でどこまでが許されるかについて、記載いただくことを要望いたします。

- ・理由

「慎重な配慮」だけでは、事業者に対して委縮効果のみを与えることから、指針が必要と考えるため。

■意見 7

・該当箇所

P14 脚注 14 「昨今、公共空間の管理運営を担うエリアマネジメント会社、商店街振興組合等により」

・意見内容

公共空間におけるカメラ画像取得・利活用については、スマートシティへの影響もあるので、街づくり地方公共団体等への側面支援を、総務省主導で進めていただくことを要望いたします。

・理由

スマートシティ等においては、エリアマネジメント会社・商店街等の民間組織だけではなく、行政や自治体側の支援も必須になってくると考えられるため。

■意見 8

・該当箇所

P16 18 行目 「また、写り込みに関しても同様に、特定の個人を識別できるものであれば「個人情報」に該当するため、個人情報保護法を遵守した対応が必要となる」

・意見内容

写り込みについて、カメラ内蔵の顔検出 AI（エッジ AI）を用いて、自動的にマスキングやモザイク処理をかけた状態の画像を録画したり利用したりするケースがあります。このとき AI 精度が 99%だとして、マスキングが漏れる可能性が 1%であることを理由に、処理済画像も「個人情報」に該当すると判断されるのでしょうか？録画・利用したい画像はあくまで処理済画像であって、マスキングが漏れた画像を利用する意図はないことが前提です。

・理由

エッジ AI による非個人情報化の精度と、個人情報への該当性との関連について指針が必要と考えるため。

■意見 9

・該当箇所

P26 図表 14 「配慮事項の全体構成」

・意見内容

全体構成として、企画・設計・運用・評価の各フローを分かりやすく整理いただくことに感謝いたします。

■意見 10

・該当箇所

P27 脚注 26 「カメラ画像の利活用について他の事業者へ委託して実施する場合であっても、運用実施主体は、委託先の事業者ではなく、委託元の事業者である。」

・意見内容

B2B2C の観点で、ベンダー企業でなくソリューション採用者側に運営責任がある旨を明記いただいたことに感謝いたします。

■意見 11

・該当箇所

P30 脚注 35「ベンダー企業が、提供技術や情報システムの運用についての説明文書や、プライバシーを保護した運用のためのガイドなどを提供している場合には、運用実施主体は、そちらに準拠した運用を行うこと。ベンダー企業も、運用実施主体がプライバシーに配慮した情報システムの運用ができるよう支援・協力すること。」

・意見内容

ベンダー企業が運用実施主体に対して提供する「ガイド」としては、告知文や同意文のテンプレート提供等も含まれると考えてよいのでしょうか？法的な一次責任は運用主体にあるため、ベンダー企業として、どこまで踏み込んで運用主体側に提供すべきなのか判断に迷うことがあります。脚注レベルではなく、具体的な「ガイド」提供の事例等とともに、掲載いただくことを要望いたします。

・理由

責任主体が、運用実施主体側にあるときに、ベンダー企業の立場としてどこまでの責任で、「ガイド」を提供するのかについて、法的な責任分界点と、システム全体としてのプライバシー配慮対応との間で判断が揺れてしまう場合があります、指針が必要と考えるため。

■意見 12

・該当箇所

P35 2行目「㉔ カメラ画像の撮影及び利活用を開始する前に、十分な期間をもって事前告知を行う」

・意見内容

「十分な期間」について、一般的に生活者が認知するために必要な期間は、1ヵ月なのか1週間なのかといった目安はないのでしょうか？それは生活者の母集合の特性に合わせて、ケースバイケースで事業者が検討・判断することになるのでしょうか？また公共空間・準公共空間で、推奨される期間は異なるのでしょうか？

・理由

事前告知期間に関して「十分な期間」だけでは、事業者として指針が得られないため。

■意見 13

・該当箇所

P35 21行目「㉔ 事前告知には、例えば以下の内容を記載する。」

・意見内容

事前告知の記載項目に関して列挙整理いただき、感謝いたします。

■意見 14

・該当箇所

P42 10行目「㉔ …取得したカメラ画像・当該カメラ画像から生成又は抽出等したデータについての取得項目・利用範囲・アクセス権・保存期間等を適切に定めて運用する」

・意見内容

取得後の保管・管理時の配慮の具体的な対応を記載いただいたことに感謝いたします。

■意見 15

- ・該当箇所

P42 16 行目「生活者から一元的な連絡先等に問合せがあった場合には、疑問点について丁寧に説明するとともに」

- ・意見内容

本記載を追記いただいたことに感謝いたします。

■意見 16

- ・該当箇所

P42 脚注 54「保存期間の設定に当たっては、個人情報を持保持・管理する際のリスクや、生活者の受忍限度にも配慮すること。」

- ・意見内容

生活者の「受忍限度」について、具体的には何に配慮すべきかの指針を要望いたします。

- ・理由

「受忍限度」の意味が不明確なため。

■意見 17

- ・該当箇所

P43 脚注 55「当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下、「利用停止等」という。）に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときを除き、生活者からの当該保有個人データの利用停止等の請求に対応することが義務付けられている（第 35 条）」

- ・意見内容

利用停止の要求への対応が困難で、消去であれば可能な場合、停止対応の代わりに消去で対応することについては、本人への説明が伴えば問題はないのでしょうか？

- ・理由

技術的・システム的な対応要否の観点で、消去対応は比較的容易ですが、利用停止については設計時点からサポートしないと対応困難であると考えられる。そうした場合の対応策に関して代替策で対応可能なのかの見解をいただきたいため。

■意見 18

- ・該当箇所

P65 事前告知内容「・保有個人データに当たるため、開示等請求等に応じるための問い合わせ先や開示等請求等に応じる手続きを明記した。」

- ・意見内容

レポート分析での特徴量保管に関して、Ver2.0 では 6 ヶ月以内消去する運用で、保有個人データとしての義務が発生しないようにされていたかと思いますが、今回 6 か月ルールがなくなったために、開示等請求に関する公表・告知を行うという事例になっていると思われます。ただし、このユースケースの場

合、特徴量データだけ保管されており、来店日時だけから本人特定できない可能性もあります。また、特徴量を開示しても数字の羅列であり、本人にとっては意味のないデータとも推測されますし、同一人物でも生成する度に同一の特徴量にはならないのが一般的です。その場合でも開示請求の対応は必須になるのでしょうか？対応できない理由とともに回答する準備をしておく、ということも対応策としては想定されるのでしょうか？

・理由

レポート分析における特徴量の開示等の請求対応が、実際の運用上非常に困難であることが想定されるため、顔特徴量の特性（個人の一定不変の符号ではなく同一個人でも顔画像取得・生成ごとに異なる符号となる）も考量いただいた上で、適切な運用に資する指針を要望するため。

■意見 19

・該当箇所

P95 脚注 63 「フランチャイズ店舗オーナーが、個人事業主であったり、フランチャイズ企業とは別法人である場合には、事前告知・通知を行う運用実施主体の名称はフランチャイズ企業の店舗名でなく、個人事業主や別法人名を明記し、責任を有する主体を明確にする必要がある。」

・意見内容

来店客にとっては、フランチャイズ店舗オーナー企業の名称は通常認知されない場合であっても、「〇〇株式会社（〇〇チェーン〇〇店運営会社）」という注釈は不要なのでしょうか？

・理由

法律遵守のためには、事業主・正式な法人名の明記が必要だが、生活者視点に立つ場合には、通称の「×チェーン・〇〇店」というような記載も併記すべきと考えられるため。

■意見 20

・該当箇所

3.3 カメラ画像の取扱い方

・意見内容

これまで「⑤処理済データ」（モザイク処理の考え方）の記載がありましたが、今回削除されています。ベンダー・運用者にとって一番センシティブなところでもありますので、削除せずに配慮すべきポイントを記載いただくことを要望いたします。

・理由

（意見内容に含む）

■意見 21

・該当箇所

P41 5 行目「カメラ画像や特徴量データを破棄しても、特定の個人を識別し得る特異な値を含んだデータがあり得ることに注意が必要である。」

・意見内容

「カメラ画像や特徴量データを破棄しても、特定の個人を識別し得る特異な値を含んだデータがあり得

ることに注意が必要である」とありますが、カメラ画像・特徴量データ以外に「個人を識別し得る特異な値」として、どのようなものがあるのか例示いただくことを要望いたします。

- ・理由

(意見内容を含む)

■意見 22

- ・該当箇所

記載なし／全体を通じて

- ・意見内容

カメラ付属のマイクで収集した音情報の扱いはどう考えればよいでしょうか？例えば、特定人物の音声情報は個人情報となり、同様の措置が必要となるのでしょうか？

- ・理由

(意見内容を含む)

以上